

家畜保健衛生だより

東アジア・ロシア極東地域で口蹄疫が続発しています

国際獣疫事務局（OIE）からの情報によると、平成17年5月以降、中国において牛等の口蹄疫が継続して発生し、その後モンゴルやロシア極東地域でも本病が確認され、更なる発生の拡大が否定できない状況にあります（裏面参照）。

そこで、引き続き防疫対策の強化を図っていただくとともに、発生国・地域への旅行等については自粛することが好ましいと思われます。なお、やむを得ず旅行等される場合は以下の対応をお願いいたします。

- 畜産農家への訪問は自粛しましょう。
- 発生国・地域の偶蹄類（牛、豚等）から生産された畜産物等は、一定の加熱処理など必要な条件を満たしているもの以外は日本国内に持ち込めません。
- 発生国・地域の畜産農家へ立ち入った方は、帰国時に農林水産省動物検疫所（<http://www.maff-aqs.go.jp>）に申し出て、靴底の消毒を行ってください。
- 帰国直後の畜産農場への立入りは十分な衛生対策を講じた上で行いましょう。

口蹄疫とは？

- 原因は口蹄疫ウイルスです。
- 牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、いのしし等が感染します。
- 突然40～41の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の流涎（よだれ）がみられ、口、蹄、乳頭等に水疱やびらんを形成し、食欲不振、跛行（足をひきづる）を呈します。
- 治療法はなく、発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため殺処分が義務づけられています。

防疫対策は？

- 畜舎や器具の清掃・消毒、農場への人や車両の出入りの制限等、飼養衛生管理基準を守って発生予防に努めましょう。
- 畜産物の残さを給与している場合には、加熱処理を行うようにしましょう。
- 現在、中国産稲わら等の輸入の一時停止等の検疫強化が図られていますが、輸入粗飼料の中に糞等の異物を発見した場合には、直ちに当該ロットの給与を中止し、家畜保健衛生所に連絡して下さい。

飼養している家畜等に異常が認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

東部家畜保健衛生所	Tel(045)934-2378	Fax(045)934-2377
湘南家畜保健衛生所	Tel(0463)58-0152	Fax(0463)58-5679
県央家畜保健衛生所	Tel(046)228-1649	Fax(046)229-6765
足柄家畜保健衛生所	Tel(0465)83-3003	Fax(0465)82-6330

東アジア・ロシア極東地域における 最近の口蹄疫発生状況

